

(資料2)

秋田県営玉川温泉ビジターセンター管理業務仕様書

指定管理者は、秋田県営玉川温泉ビジターセンター（以下「センター」という。）の管理運営にあたり、秋田県営自然公園施設条例（昭和53年秋田県条例第5号、以下「公園施設条例」という。）、秋田県営自然公園施設管理規則（昭和53年秋田県規則第19号、以下「管理規則」という。）及び秋田県営玉川温泉ビジターセンターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に定められる事項によるほか、本仕様書に従い業務を行うものとする。

1 基本的事項

- (1) 公園施設条例に定める目的達成のために効果的な管理業務を行うこと。
- (2) 利用者が快適に利用できるように配慮し管理業務を行うこと。
- (3) センターは十和田八幡平国立公園内に立地しているため、自然公園法等の自然公園関係法令を遵守して管理業務を行うこと。
- (4) 管理業務の実施にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとした労働関係法令を遵守し、必要な実施体制を確保すること。

2 施設及び設備の内容

- (1) 秋田県営玉川温泉ビジターセンター
- (2) 秋田県営玉川温泉ビジターセンター駐車場
- (3) 秋田県営ブナ森園地
- (4) 秋田県営ブナ森園地駐車場

3 管理業務の内容

- (1) 施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 玉川地区の利用の適正化に関する業務

4 職員の配置に関する事項

(1) 配置基準人数

3の管理業務を実施するために最低限配置しなければならない職員の人数は次のとおりとする。ただし、気象状況（風雨、降雪等）による道路閉鎖等により利用者大きく減少することが見込まれる場合は、県との協議により、配置基準人数を減ずることができるものとする。

ア 土日、休日以外の日 1人

イ 土日、休日 2人

(2) 職員であることの明示

指定管理者は、本管理業務に従事する職員に腕章その他のものを身に付けさせ、対外的に職員であると識別できるようにしなければならない。

5 センターの維持管理に関する業務

(1) センターの開館期間及び開館時間等

センターの開館期間及び開館時間（以下「開館期間等」という。）は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て、開館期間等を変更することができる。

- ① 開館期間及び開館時間
4月28日～11月4日（無休）午前8時30分～午後5時
 - ② 臨機の措置
臨機の措置として指定管理者が特に必要と認めるときは、知事の承認を得ることなく、開館期間等を変更することができる。
 - ③ 開館期間等の掲示及び周知
指定管理者は、開館期間等を定め、若しくは変更し、又は臨機に変更するとき、その旨をセンター入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めること。臨機の措置として開館期間等を変更した場合は速やかに県に報告すること。
- (2) センターの開館準備に関する事項
センターの開館期間前に行う開設準備は次のとおりとする。
- ① 冬囲いの撤去・保管
センターの冬囲いを撤去し、センター内に保管すること。
 - ② 除雪作業の実施
積雪があるときはセンター周辺の除排雪を実施すること。
 - ③ 案内等看板の設置
センターの案内等看板を設置すること。
 - ④ 設備等の動作確認・調整・清掃
センターの施設設備の動作等確認及び清掃作業を行うこと。
- (3) センターの維持管理に関する業務
玉川温泉地区の自然環境等について、入館者へ情報提供するとともに、その保護や保全を図る啓発に努めること。
- ① センターの解錠及び施錠
ア 出入口の解錠は、開館時刻に合わせ行うこと。
イ 開館時間の終了時刻の15分前には、施錠する時間を口頭で使用者に呼びかけること。
ウ 出入口の施錠は、開館時間終了時刻になりしだい、館内に利用者がいないことを確認の上、行うこと。
 - ② センターの維持管理に関する事項
ア 利用者が快適に利用できるよう設備の動作点検を行うほか、施設設備の清掃と消耗品等の交換・補充を適宜行うこと。なお、トイレの清掃は、開館期間中、毎日行うこと。
イ 施設設備に破損等が認められ、その内容がセンターの利用に影響を及ぼすなどの重大なものについては、速やかに県に報告すること。その内容が軽微なものについては指定管理者が適宜対応すること。
ウ 雑草等の刈り払い
センター外構内の雑草等の刈り払いを適宜実施すること。作業にあたっては、利用者等の安全に配慮して実施すること。
エ 消防設備等の点検等
消防法（昭和23年法律第186号）の規定による防火管理者を選任するとともに、消防設備等の点検等を適切に行うこと。
オ 除雪作業の実施
開館期間中に積雪があるときは除排雪を適宜実施すること。作業にあたっては、利用者等の安全に配慮して実施すること。
カ 廃棄物の適正処理

センター内から排出される廃棄物は、関係法令等に従い適切に処分すること。

キ 管理業務日誌の整備

入館者数、利用状況、清掃の実施、施設点検等の管理業務に係る日誌（様式任意）を毎日記録すること。

ク 緊急時の対応

開館時間外における緊急解錠等、緊急時の体制を整備すること。

(4) センターの閉館準備に関する事項

5に規定するセンターの開館期間後に行う閉館作業は次のとおりとする。

① 冬囲いの設置

センターに冬囲いを設置すること。

② 案内等看板の撤去

案内等看板を撤去し、センター内に保管すること。

③ 設備等の停止・調整・清掃

設備の停止作業、必要な凍結防止対策及び清掃を行うこと。

(5) センターの冬期間の維持管理に関する事項

冬期間もセンターの見回りを行い、必要に応じセンターの屋根や外構の除排雪を行うこと。また、その他の自然災害等によりセンターへの影響が懸念される場合は、関係機関と連携して必要な情報収集を行い、県に速やかに報告すること。

6 センター駐車場の維持管理に関する業務

(1) 開場期間及び開場時間に関する事項

開場期間及び開場時間は、センターの開館期間等に準ずるものとする。

(2) 開場期間中の維持管理に関する業務

① センター駐車場の解錠及び施錠

ア 駐車場の解錠は、開場時間開始時刻に合わせ行うこと。

イ 開場時間の終了15分前には、施錠する時間を口頭で使用者に呼びかけるとともに、新たな車両を入場させないようにすること。

ウ 駐車場の施錠は、閉場時間終了時刻になり次第、駐車している車両がないことを確認の上、行うこと。

エ 施錠に際し、駐車している車両があるときは利用者に退場するよう指導し、繰り返し指導に応じない場合や居残りが2日目に及ぶなど悪質なときは、県に状況を報告し、指示を受けること。

② センター駐車場の維持管理

ア 利用者が快適に利用できるようセンター駐車場の清掃を適宜を行うこと。

イ センター駐車場に破損等が認められ、その内容が駐車場の利用に影響を及ぼすなどの重大なものについては、速やかに県に報告すること。その内容が軽微なものについては指定管理者が適宜対応すること。

ウ センター駐車場の雑草等の刈り払いを適宜実施すること。作業にあたっては、利用者等の安全に配慮して実施すること。

エ 除雪作業の実施

開場期間中に積雪があるときは除排雪を適宜実施すること。作業にあたっては、利用者等の安全に配慮して実施すること。

(3) 開場期間前後の維持管理に関する業務

① 駐車場の開場準備に関する事項

開場期間の前日までに、除雪作業を実施し、利用案内看板を設置すること。

② 駐車場の閉鎖準備に関する事項

開場期間後、利用案内看板を撤去し、センター内に保管すること。

③ 駐車場の冬期間の維持管理に関する事項

閉鎖期間中、自然災害等により駐車場への影響が懸念される場合は、関係機関と連携して必要な情報収集を行い、県に速やかに報告すること。

7 ブナ森園地及びブナ森園地駐車場（以下、「園地及び駐車場」）に関する事項

（１）開場期間及び開場時間に関する事項

園地及び駐車場は、常時開放するものとする。

（２）維持管理に関する業務

① 利用者が快適に利用できるよう園地及び駐車場の清掃を適宜を行うこと。

② 園地及び駐車場に破損等が認められ、その内容が園地及び駐車場の利用に影響を及ぼすなどの重大なものについては、速やかに県に報告すること。その内容が軽微なものについては指定管理者が適宜対応すること。

③ 園地及び駐車場の雑草等の刈り払いを適宜実施すること。作業にあたっては、利用者等の安全に配慮して実施すること。

④ 迷惑行為に及ぶなどの利用者がいる場合は、速やかに県に状況を報告し、指示を受けること。

⑤ 除雪作業の実施

開場期間中に積雪があるときは除排雪を適宜実施すること。作業にあたっては、利用者等の安全に配慮して実施すること。

8 その他玉川地区の利用の適正化に関する業務

（１）利用案内に関する事項

① 玉川地区の利用の適正化に向けた取り組み

玉川地区の利用の適正化を図るため、周辺地域の利用案内や注意事項の普及啓発に努めること。

② 要望や苦情への対応

玉川地区に関する要望や苦情については、国、県、市町村及び温泉事業者等の関係機関と連携のうえ、適切に対応すること。

（２）関係機関との協力

国、県及び市町村等が実施又は要請する事業への支援や協力を行うこと。また、玉川温泉地区に関する情報や交通規制に等に関わる情報を収集し、提供すること。

（３）事故等、緊急時の対応

① 火災、犯罪等の緊急事態が発生した場合は、生命の安全確保を最優先とし、傷病者の応急手当を施すとともに、被害が拡大しないよう立入制限などを行い、県に一方をいれること。必要に応じ、警察・消防等の関係機関に速やかに通報し、その指示に従うこと。火災については可能な限り初期消火に努めること。

② 集中豪雨、台風などの自然災害による警報発令時には、利用客に情報提供を行い、避難を促すこと。施設や周辺道路等への影響が見込まれる場合は、県に一報を入れるとともに、利用者を避難させ、利用客の避難の確認後、従業員も避難すること。

③ 地震や火山活動等の大規模な自然災害が発生した場合は、生命の安全確保を最優先とし、傷病者の応急手当を施すとともに、県に一報を入れること。利用者を避難させ、利用客の避難確認後、従業員も避難すること。

（４）その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議すること。